

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程		金 額	
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	28 円
		そでまつり星入れ		10センチメートルにつき	19 円
		そで口裏まつり		10センチメートルにつき	19 円
		見返し星入れ		10センチメートルにつき	18 円
		前身端星入れ		10センチメートルにつき	13 円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	22 円
		下えりからげまつり		10センチメートルにつき	23 円
		肩裏まつり		10センチメートルにつき	21 円
		背わき（わき裏）まつり		10センチメートルにつき	22 円
		背鎖止め（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	33 円
		ベントまつり		10センチメートルにつき	28 円
		ベント止め（×印に限る）		1 か所につき	11 円
		背すそ奥まつり （背ぬきのものに限る）		10センチメートルにつき	19 円
		前裏すそ奥まつり及び 背ぬき以外の背すそ奥まつり		10センチメートルにつき	16 円
		小ボタンのボタン付け		1 個につき	18 円
	糸くず取り	接着芯縫製のもの	1 枚につき	39 円	
		毛芯縫製のもの	1 枚につき	154 円	
	ズ ボ ン	腰裏まつり		10センチメートルにつき	18 円
		腰裏かんぬき止め		1 か所につき	10 円
		小またちどり		10センチメートルにつき	52 円
		天ぐまつり		3センチメートルにつき	8 円
		前立てまつり		3センチメートルにつき	10 円
		後中央まつり		3センチメートルにつき	12 円
		小ボタンのボタン付け		1 個につき	18 円
		糸くず取り		1 本につき	50 円

品 目		工 程		金 額	
婦 人 服	上 衣	そで裏まつり		10センチメートルにつき	21 円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	22 円
		すそ奥まつり		10センチメートルにつき	14 円
		スラックス	2 つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき	13 円
			裏穴のボタンを付けるもの	1 個につき	13 円
		コ ー ト	4 つ穴のボタンを付けるもの	1 個につき	14 円
			玉縁ボタンホール		1 個につき
		かぎホック付け		1 組につき	29 円
		スナップ付け		1 組につき	29 円
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	25 円
		ベント止め（×印に限る）		1 か所につき	11 円
		鎖止め（本鎖のもの）		2 センチメートルにつき	19 円
		糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1 枚につき	33 円
			上衣・総裏のものについて行うもの	1 枚につき	21 円
			上衣・半裏のものについて行うもの	1 枚につき	29 円
	スカート又はスラックスについて行うもの		1 枚につき	19 円	
	コートについて行うもの		1 枚につき	33 円	
	ワンピースについて行うもの		1 枚につき	25 円	
	ブラウスについて行うもの		1 枚につき	18 円	
	ブリーツ止め（×印に限る）		1 か所につき	10 円	
	スカー ト スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	21 円
		シックまつり		10センチメートルにつき	19 円
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	13 円
	ワンピース ブラウス	バット付け		1 組につき	59 円

ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1 枚につき	29 円
		長そでについて行うもの	1 枚につき	37 円

備考（1）金額欄中表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。

この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

（2）糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 令和8年5月1日

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことに注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室（福島市花園町5-46 024-536-4604）

福島労働基準監督署	024(536)4611	会津労働基準監督署	0242(26)6494	喜多方労働基準監督署	0241(22)4211
郡山労働基準監督署	024(922)1370	須賀川労働基準監督署	0248(75)3519	相馬労働基準監督署	0244(36)4175
いわき労働基準監督署	0246(23)2255	白河労働基準監督署	0248(24)1391	富岡労働基準監督署	0240(22)3003